

令和 7 年度富山県野生鳥獣保護管理検討委員会 議事録

1 日 時 令和 7 年 6 月 26 日（木）14 時 00 分～16 時 00 分

2 場 所 富山県農協会館 802 号室

3 出席者 大井徹委員長、青野洋徳委員、赤座久明委員、河島節郎委員、豊川和人委員、中島光輝委員、長谷川幹夫委員、東出大志委員、丸之内美恵子委員、山本茂行委員、和田直也委員
(委員名は五十音順)

4 議事概要

(1) 指定管理鳥獣捕獲等事業の R6 評価及び R7 計画について（イノシシ）

(委員)

シカとイノシシの事業とでかけているわなは共通ということだが、囲いわなの場合は、わなの中に誘因物を置いて捕獲を実施していると思う。捕獲効率を考えたときに、地域によってイノシシが学習している可能性もあるが、シカ狙いのえさを入れていたのか、イノシシ狙いのえさを入れていたのかで捕獲効率が変わってくるだろう。どちらだったのか。

(事務局)

囲いわなのえさは、米ぬかであり、イノシシを狙っている。囲いわなでシカの捕獲はなかった。

(委員)

囲いわながイノシシ用だとすると、やはり地域差があるのは、誘因の効果というよりも、学習効果の方が高いと思われる。

もう 1 点、令和 6 年度の評価で、囲いわなの捕獲効率が地域によって差があるため、今後、囲いわなを設置せず、くくりわなを増やす地域を作るという提案があったが、令和 7 年度の計画を見るとどの地域にも囲いわなと書いてあり、整合性が取れていないのではないか。

(事務局)

令和 7 年度の計画作成の時期が年度当初であり、この時点では囲いわなを設置しない地域が決まっていなかったため、このような記載となっている。

(委員長)

15 ページの表 1、チーム別、捕獲猟具別の捕獲数が書かれているが、非常に良い整理になっていると思う。なぜこういった地域差が出てくるのか、他のデータとの比較や猟友会、捕獲従事者の皆さんへの聞き取りも含めて検討できれば、えさが違うのか、シカとイノシシの密度が違うのか、それぞれのスキルが違うのかといった分析ができて、次年度どのように実施したらいいか具体的に検討がついてくるのではないか。さらに分析を進めてほしい。

(委員)

野生鳥獣の被害結果について、イノシシによる被害というのは、間違いなくイノシシだという被害の痕跡等に基づいたものとして被害総額が計上されているのか。または別の指標等があるのか。

(事務局)

農業被害については、農業従事者の方が足跡や実際の被害状況を見て判断され、各市町村を通じて上がってきた数字を集計している。

(委員)

足跡でイノシシやシカ等の区別が可能なのか。イノシシとシカではそれほど足跡は変わらないと思われる。

(事務局)

一般的に、イノシシの場合は、付近のエサを求めて畦畔（けいはん）や水路の周り、田んぼの中などを掘り起こすため、そういった形跡をもってイノシシと判断する。また、近くに来ている生き物は何かということも含めて判断している。

(委員)

捕獲事業に要した人員が8地区10チームで、令和6年度に1地区でチームで活動を休止したとのことだったが、1つのチームが休止となったのか、それとも、チームは残るが人数が減ってしまったため、カバーしきれない部分を認定事業者をお願いするのか。認定事業者の関わり方の詳細を教えてください。

(事務局)

黒部地区に、黒部チームと宇奈月チームがあり、黒部チームが休止となった。今まで黒部チームが捕獲をしていた旧黒部市のエリアで、認定事業者の捕獲を予定している。また、シカの日撃や捕獲の要望がある朝日町内でも、認定事業者による捕獲を予定している。

(委員長)

黒部の指定管理鳥獣等事業については、今年度は認定事業者任せるとのことだが、通常の有害捕獲事業についてはどうか。

(事務局)

通常の有害捕獲の体制は、変わらず実施される。

(委員長)

有害捕獲は継続するが、指定管理鳥獣事業まで手が回らなくなったということか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

STEP2 の捕獲によって出没密度や被害が減少したかを検証するところで、被害についてはイノシシの農作物被害で検証しているが、出没密度については、どのような方法を考えているのか。14、15 ページの図を見ると、高岡、福岡、小矢部のあたりの捕獲効率や目撃効率が突出して多い。令和 5 年度と令和 6 年度を比較してもあまり差はないが、獲っても獲ってもイノシシが出てきていると考えているのか、捕獲スキルが高いとみているのか。この捕獲による密度の変化の分析をどのように捉えていくのかを聞きたい。

(事務局)

密度の指標について、ニホンジカの場合は、糞の密度等を指標としているが、イノシシの場合はそういった指標となるものがなく、自動撮影カメラを置くなどの方法があるがコストが大きくなり、難しい。予算の関係もあり、どのような方法で出没密度の減少を検証するかは今後検討していきたい。

高岡などの捕獲効率などが高いことについては、もともと個体数が比較的多い場所ではあるが、チーム員の捕獲技術や意欲が高い。高岡のチームは人数も多く、わなの場所を頻繁に変えるなど積極的に活動している。小矢部のチームも令和 4 年度にスタートしたばかりだが、若い方が多く、積極的に銃猟を行っている。

(委員長)

捕獲効率が捕獲従事者のスキルによるものか、あるいはその動物の密度によるものかは大事な点だ。イノシシの密度の指標はないと回答されたが、図 5 の目撃効率がそれに当たるのではないかと。ただ、もしこの目撃効率が狩猟者が提出する出猟カレンダーに基づくものだった場合、サンプル数や正確さに大きく依存して、この数字の確からしさも変わって

くるのではないか。

（事務局）

図 5 の目撃効率は指定管理鳥獣捕獲等事業での出猟による目撃情報であるため、出猟カレンダーよりもさらに少ないデータとなっている。出猟カレンダーの提出率は 2 割程度で、指定管理鳥獣捕獲等事業よりもデータ量は取れると思うが、猟をする場所にデータが偏ってしまう。

（委員長）

出猟カレンダーの提出は狩猟者にとって手間だと思うが、どこにどれくらいいるのかという手がかりになるため、ぜひ猟友会の皆さんに提出をお願いしていただきたいと思うがどうか。

（委員）

ハンターが単独でシカを狙えるくらい数は少ない。獲った後の始末の問題もある。巻き狩りのような形でないとなかなか猟はできない。会員には出猟カレンダーを提出するよう呼びかけたい。

（委員）

16 ページの農作物の被害金額の推移について、耕作放棄地や土地事業の変化のため、作付面積が減ると、見かけ上被害が減ることが連動して起こりそうだが、考慮されているのか。

（事務局）

農作物被害額は、あくまでも販売を目的とした農作物の被害報告だけを計上している。耕作放棄地や農地が減少した部分については、反映されていない。単収や金額等はある程度県から提示したもので計算して出してもらっている。

（委員）

被害金額の減少が個体数の管理の結果として読めるようになっていればいいのだが、他のファクターの影響を受けているということか。

（委員長）

実際、富山県の作付面積は、どのようなトレンドになっているのか。近年は減少傾向か。

(事務局)

耕作放棄地や農地転用のため、減少傾向である。

(1) 指定管理鳥獣捕獲等事業の R6 評価及び R7 計画について(ニホンジカ)

(委員長)

越冬地と特定された地域では、何頭程度越冬しているのか。

(事務局)

実際、捕獲に行く際に、8 頭程度の群れを見たことがあるので、数十頭はいるのではないかと考えているが、個体数は地域による。

(委員長)

地域によるということだが、この図で、越冬地とくくってある範囲に何頭程度かの推定はしていないということか。

(事務局)

はっきりわからないが、数十頭は確実にいる地域だと思う。

(委員長)

越冬地を特定して一挙に捕獲するという試みが、従来とは違ったこの地域にあった方法であり、効率よく捕獲できるということで、指定管理鳥獣捕獲等事業として実施するにふさわしい事業だと思う。ぜひ、実地的な技術になるようよろしくお願いいたします。

(委員)

いろいろな地域で捕獲しているが、何頭程度に GPS を付けられたのか。1 度に複数頭に遭遇した場合、1 頭撃ってしまうと、他の個体が逃げてしまって、1 頭だけしか捕獲できないのか、気づかれないように遠くから撃てば、1 度に複数頭捕獲できることもあるのか。

(事務局)

GPS 首輪は、7 頭装着したが、1 頭撃ってしまったため、現状 6 頭である。捕獲については、専門チームも含めて、多人数でやりたいと思っているが、初年度は、ねいの里のみで、1 回につき 3~4 人で実施している。ある程度積雪があり、人数をもう少しかけられれば、多頭数捕獲もより可能になると思う。また、調査の日に、こちらが思うような場所にいますかやシカがどのような地域にいるかというのも関係してくる。

(委員)

GPSの首輪の活用について、他県の国立公園でも、越冬地の把握とそこでのシカの捕獲というのは、かなり効率がいいということで、試験的に行われているが、富山市、砺波市、立山町の3市町を抽出した理由は。代表的なところを抽出したのか、たまたまだったのか、今後を見据えての抽出だったのか。

(事務局)

基本的に専門チームがある地域で、かつシカの日撃が多く今後被害が増えると思われる地域を抽出している。ただ、シカの動きが読めないため、専門チームがない立山町へ富山市から移動した事例もある。

(委員)

他県では、シカが市町を跨って移動するため、捕獲するときには、別の地域の猟友会の協力を仰ぐこともあると環境省では聞いているので、GPS首輪の活用は有効。

(委員)

今後、ドローン等を使う計画はあるか。地域的に向くところと向かないところがあると思うが、何とか効率よく捕獲してほしい。

(事務局)

ドローンを使っていたが、杉林に入ると、なかなか跡を追えなかったり、送電線が邪魔になったりする場所が多い。うまく状況が合えば、ドローンも選択肢の1つだと思う。ただ、陽があまりに強いと、個体との温度差がなくなり、赤外線カメラでは見えにくくなるという面があるため、日の出すぐほどに飛ばし、あわせて人も配置しなければいけないことが課題。

(委員長)

専門チームではイノシシもシカも巻き狩りを行っているが、日によってどちらかを狙って行っているのか、それとも兼ねて行っているのか。

(事務局)

基本的に兼ねて行っているチームが多い。イノシシの捕獲となることが多い。

(委員長)

密度が高いのはイノシシであるため、まず出てくるのはイノシシで、それを撃つ傾向にあると思う。そのあたりも、これから検討していかないといけない。また、どのようなや

り方をするか、検討が必要。

(2) 指定管理鳥獣捕獲等事業の R6 評価及び R7 計画について(ツキノワグマ)

(委員)

50 ページの県内の推定個体数について、令和元年度と令和 6 年度を比べて、県全体では似たような値だが、ブナの豊凶調査の結果はどうだったのか。その影響で、カメラに映りやすかったり、映りにくかったりと、結果に影響を与えているのではないか。クマの移動先、移動元に偏りなくカメラトラップがついていれば、比較的正確に個体数が図れるのではないかと思うのだが、そこに偏りが出ると、精度が下がるのではないか。

(事務局)

豊凶調査の結果については、令和 6 年度は、ブナが不作で、ミズナラ、コナラが並み作だった。令和元年度は、逆にブナ、ミズナラが凶作で、コナラが不作だった。令和元年度は、多少なりが悪い年ではあったが、その結果がこの調査に反映されるのかどうかはわからない。

(委員長)

質問があった個体数推定の結果、またその分布の仕方だが、これは県の管理計画を立てる上で非常に重要な元となるものである。改めて、現場の状況がどうだったのか等も含めて、この推定結果について充分吟味した上で、県の管理計画を立てる場で議論したい。

ここまでの評価、結果について、この内容で環境省に提出してよいか、皆さんに承認を得なければいけない。令和 6 年度の結果について、どこが良かったのか、悪かったのかをさらに分析して、その結果を今年度に反映して実施してほしい。評価表に関しては、このままで問題ないと思うがどうか。

(各委員)

異議なし。

(委員長)

では、承認いただいたということで、評価報告書を委員会としては承認する。

(3)クマ対策に係る鳥獣保護管理法の改正について

(委員)

資料3-2について、このまま額面通りに、市町村長の指示で、その市町村の捕獲隊が状況に応じて捕獲するというような、いわゆる大きな進路変更にならないかが心配である。警察官は職として、交通整理や非常線を張って人を入れないことに慣れている。また、警察が立っていると、マスコミも遠慮して、それ以上は入っていけない状況になる。過去のクマの大量出沒時には、警察と協力し、迅速に対応してきた。少なくとも、富山県の場合、大きく変える必要は本当にあるのだろうか。

(委員)

街中にクマが出て、警察、実施隊員、市町村の3者が、その場で認識の共有を図って、捕獲に至るケースもあり、そういう意味では、今まで確かによくやってきた方ではないか。38条改正が行われることによって、警察が今までほど関与することはないと思っているのであれば、非常にゆゆしき事態になるのではないか。今後、クマの緊急銃猟のガイドラインが共有されるということで、県からも指導をもらいながら、これまで以上に警察と連携を図って、より速やかにクマ対応ができるようにしたいと考えている。

(事務局)

本来、鳥獣保護管理法に警職法を前提としない体制があるべきだろうということで、法改正されることとなった。やむを得ないということで、住居地域でのクマの捕獲に、警職法を適用してきたが、幸いにして、富山県では、うまく適用してきた。今後に関して、警察とは調整を行っているところだが、クマへの対応体制や役割は、これまでどおり行うことで了解をもらっている。例えば、交通整理や規則、技術的なところ等の確認はもちろん、人員も警察は24時間体制で現場に行ける。クマの対応体制は、これまでとは変えないが、何に基づいての命令であったかは、これからはまず改正法で対応することになっていくと思う。

(委員長)

警職法が改正されたわけではないので、警職法による対応も、これまで通り行われると思う。それに加えて、鳥獣保護管理法38条の改正によって作られる体制で対応するということになる。体制が変わっても、警察官による現場の管理が必要である。警察官、猟友会、市町村との橋渡しを県の役割として、しっかりと行ってもらいたい。

(3)その他について

(委員)

森林関係は、今のところ被害は少ない。高山植物、レッドデータ関係というようなものに関して、対応してほしい。

(委員)

電気柵などの中山間地域の農業関係の被害の予防対策について、引き続き、協力してもらいたい。

(委員長)

捕獲等事業に関しては、もう少し出てきた結果、実績について分析して、その結果を今年度に反映させてほしい。また、より効果的な捕獲を行うための刺激にもなると思うので、それを捕獲事業者にフィードバックして欲しい。